「具体的な配慮または工夫の内容」の欄には、景観類型の景観形成方針を踏まえ、該当する項目について太枠内に内容を記入してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 景観形成基準 | 具体的な配慮または工夫の内容 | 適否 |
| 景観に配慮し、地域の景観構造を変えない造成計画とする。 |  | 適・否 |
| 自然の地形を活かした造成により、長大な擁壁・法面を生じさせない。 |  | 適・否 |
| 計画地内の樹林を保全・活用する。 |  | 適・否 |
| 　周辺の緑とのつながりに配慮した緑化を行う。 |  | 適・否 |
| 擁壁・法面は道路から後退した位置に設置する。擁壁、塀、柵等を設置する場合は、工作物の基準（景観計画P36・37）に準ずる。 | 『景観チェックリスト　～工作物の建設等②擁壁、塀、柵等～』へ記載してください。 |  |

【共通基準】